

工事名	旧徳永家住宅改修工事	契約の相手方	豊徳建設株式会社
工事期間	変更前：令和6年7月1日から令和7年3月31日 変更後：令和6年7月1日から令和7年6月30日	契約金額	変更前：409,420,000円 変更後：435,283,420円
仮契約締結日	令和6年12月25日	契約締結日	令和6年12月27日（専決処分）
変更理由	<p>旧徳永家住宅改修工事（以下「改修工事」という。）は、工事を進める中で、主屋及び土蔵について想定外の蟻害による構造部材の腐朽が発覚し、施工内容を変更する必要があると認められ、契約期間の延長及び契約金額の増額が生じたため、変更契約を締結したものである。</p> <p>なお、改修工事に関する予算を次年度への繰越明許費を設定する補正予算を12月議会に提出し、議決の後に令和6年12月25日付で契約変更に係る仮契約を締結した。</p> <p>契約締結についても本来であれば議会の議決を要するが、令和7年2月定例会までの間工事の中断が生じ、工事に要する期間及び費用が増加するため、早急に契約を締結する必要があると認められ、また議会を招集する時間的余裕もないことから、市長において専決処分したものである。</p>		

(専決第1号) 令和6年度守口市一般会計補正予算(第8号)【令和7年1月16日専決】

歳入歳出予算の補正

(単位: 千円)

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源	
物価高騰低所得世帯支援給付金支給事業	民生費	社会福祉費	住民税非課税 世帯等臨時特 別給付金支給 事業費	報酬	1,193	1,193					
				旅費	114	114					
				需用費	709	709					
				役務費	9,227	9,227					
				委託料	35,000	35,000					
				負担金、補助 及び交付金	529,200	529,200					
合 計					575,443	575,443	0	0	0	0	

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	78,395,769 千円
補正額	575,443 千円
補正後の額	78,971,212 千円

守口市立幼稚園条例に基づく保育料等に係る債権の放棄について

1 案件内容

本市において過去に設置していた市立幼稚園に係る幼稚園保育料、市立保育所に係る給食費のほか、現在、設置している市立認定こども園に係る給食費、時間外保育保育料を滞納している者のうち、すでに消滅時効期間である2年を経過し、事実上債権回収が不可能なものについて、議会のご議決を賜り、債権放棄を行った後に、不納欠損処理の手続きを取るもの。

2 対象とする債権の内容

年 度	債権の種類	放棄する額	件 数	債権の消滅時効法令
昭和 60 年度	保育料	13,500 円	3 件	2年(民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)第173条第3号)
昭和 61 年度		45,000 円	10 件	
平成 29 年度	給食費	47,960 円	39 件	
平成 30 年度		12,000 円	12 件	
平成 31 年度		10,500 円	11 件	
平成 30 年度	時間外保育 保育料	400 円	1 件	
平成 31 年度		37,500 円	8 件	
合 計		166,860 円	84 件	

3 債権放棄の内訳

債権の種類	欠損対象調定期間及び調定額		放棄する債権額
	調定期間	調定額	
保育料	令和6年4月～ 令和7年3月	96,500 円	58,500 円
給食費		2,214,160 円	70,460 円
時間外保育 保育料		323,200 円	37,900 円
合 計		2,633,860 円	166,860 円

【行政会議資料】

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄について

1 案件内容

本市奨学資金貸付金返還金の滞納のうち、主債務者の死亡が確認され、かつ連帯保証人についても死亡及び居所不明であることから、債権の回収が極めて困難であるものについて、議会のご議決を賜り、債権放棄を行った後に、不納欠損処理の手続きをしようとするもの。

なお、本件については、令和7年1月守口市教育委員会定例会において、教育委員から意見を聴取し、承認を得ている。

2 令和6年度債権放棄の内容

年度	債権の種類	放棄する額	件数	理由等
昭和55年度	守口市奨学資金貸付金	22,000円	1件	令和6年11月11日付けで死亡
合計		22,000円	1件	

放棄する貸付金に係る守口市奨学資金条例第11条の規定に基づく債権放棄の日までの延滞金についても放棄する。

3 債権放棄の内訳

債権の種類	欠損対象調定期間及び調定額		放棄する債権額(円)
	期間	額(円)	
奨学資金貸付金	令和6年4月～ 令和7年3月	19,205,000	22,000

守口市水道条例に基づく水道料金に係る債権の放棄について

1 案件内容

水道使用者の死亡や居所不明が原因で、徴収が極めて困難となり、2年の消滅時効到来かつ最終納付後5年を経過し、債務者から時効の援用の意思表示がない債権について、議会のご議決を承り、債権放棄をした後に、不納欠損処理の手続きを取らせて頂くもの。

2 令和6年度 債権放棄の内容 (年度別一覧)

年度	債権の種類	放棄する額 (円)	世帯件数 (件)	調定件数 (件)	債権等の消滅時効法令
平成28年度	水道料金 (給水料金及びメーター料)	25,421	3	8	民法の一部を改正する法律 (平成29年法律第44号) による改正前の民法 (明治29年法律第89号) 第173条第1号
平成29年度		113,179	8	27	
平成30年度		835,059	149	264	
平成31年度		940,934	155	356	
合計		1,914,593	315	655	

3 債権放棄の内訳

債権の種類	債権放棄額 (円)	死亡			居所不明		
		世帯件数	調定件数	円	世帯件数	調定件数	円
水道料金	1,914,593	56	101	215,134	259	554	1,699,459

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る訴えの提起について

1 案件内容

当該滞納者は、守口市奨学資金条例に基づき貸付けを受けたが、長期間にわたり返還を怠り、再三の催告にもかかわらず、滞納を続けている。

市教育委員会は、催告状の送付や、電話・訪問による催告に加え、弁護士名による法的措置の予告を送付するなど、手を尽くして当該滞納者と接触を試み、幾度も納付折衝を行い、任意弁済を促してきた。当該滞納者も、債務の存在を認識し、折衝の中で、書面による納付の約束も行ったが、その全てを反故にし、現在も滞納を続けている。

そこで、市教育委員会は、法的措置に至る直前の最後通牒を内容証明郵便で送付し、期限を指定して自主納付を求め、当該滞納者の郵便受取も確認したが、一切反応がなかった。

本件については、これまでの経緯を踏まえても、今後の自主的な返還が見込めないため、適切な債権管理の観点から、元金及び守口市奨学資金条例第11条に基づき算出した延滞金を含む全額の支払いに係る訴えを提起するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

なお、本件については、令和7年2月守口市教育委員会定例会において、教育委員から意見を聴取し、承認を得る予定としている。

2 当事者

(1) 原告

守口市

代表者 市長 瀬野 憲一

(2) 被告

奨学生 1名

連帯保証人 1名

3 事件名

奨学資金貸付金返還請求事件

4 裁判所

枚方簡易裁判所

5 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、当該貸付金の元本及び守口市奨学資金条例第11条に基づき計算した延滞金を支払え。
 - (2) 訴訟費用は被告負担とする。
- との判決を求める。

6 請求の原因

原告は、平成30年度まで、旧守口市奨学資金条例（昭和44年3月28日条例第13号）に基づき、向学心がありながらも経済的理由によって修学困難な者に対し、高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）・短期大学・大学の奨学資金の貸付けを行っていた地方公共団体である。

被告は、上記貸付金の貸付けを受けた奨学生本人及びその連帯保証人である。

(1) 金銭消費貸借契約の内容

(ア) 貸付金額 入学準備金 160,000円
修学金 224,000円

(イ) 返済期間

貸付が終了した翌月から1年据え置き、10年を限度とする。

(ウ) 返済日

毎月市教育委員会が指定する日

(エ) 利息 付さない

(オ) 延滞金

正当な事由がなく返還を遅延したときは、その遅延金額につき年7.25パーセントの割合で計算した金額。

(カ) 期限の利益の喪失条項

あるが行使していない。

(キ) 未払返還金額

被告は、別紙計算書の支払日及び支払額のとおり返還をし、本訴えの提起時点の未払返還金額及び延滞金の合計額は、443,351円となる。

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

1. 改正の趣旨及び内容

(改正の趣旨)

民間労働法制において、令和6年5月に介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の内容を含む「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(令和6年法律第42号。以下「改正法」という。)が成立した。

また、国家公務員においても同年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を実施することとされ、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等が行われる。

地方公務員法第24条第4項において、地方公共団体の職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるにあたっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないこととされており、本市においても仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うため改正する。

(内容)

- ・配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する、各種制度の案内や意向確認などを講じることについて定める。
- ・勤務環境の整備に関する措置(職員からの相談体制の整備など)について定める。

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

1. 改正の趣旨及び内容

(改正の趣旨)

改正法に伴い、規定を引用している条項について所要の改正を行う。

(内容)

引用する条項を変更する。

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について

1 制定趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。令和7年6月1日施行。）により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設される。

この改正に伴い、本市条例において引用している「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正する必要がある。

2 制定内容

次に掲げる条例中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 集会集団行進及び集団示威運動に関する条例
- (2) 職員の給与に関する条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例
- (4) 守口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- (5) 守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (6) 守口市有功者条例
- (7) 守口市消防団条例
- (8) 守口市情報公開条例
- (9) 守口市行政不服審査会条例
- (10) 守口市個人情報保護法施行条例
- (11) 守口市個人情報保護審査会条例

3 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

守口市生活困窮者自立相談支援事業等委託事業者プロポーザル選定委員会条例案 について

1 趣旨

生活福祉課が所管する生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者就労支援事業の両事業を委託する事業者の選定に関し、市長の諮問に応じて調査審議する、守口市生活困窮者自立相談支援事業等委託事業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するため、下記のとおり守口市生活困窮者自立相談支援事業等委託事業者プロポーザル選定委員会条例案を令和7年2月守口市議会定例会に提出する。

2 主な制定内容

- (1) 委員会の所掌事務について定める。（第2条関係）
- (2) 委員会の委員について定める。（第3条関係）
- (3) 委員長及び副委員長について定める。（第5条関係）
- (4) 委員会の会議について定める。（第6条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

4 条例の失効

この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例案について

1 改正の経緯

今年度、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする今後の教育・保育の確保方策を含む「守口市こども計画」の策定を進めている。

当該計画（案）において、定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るため、守口市立にじいろ認定こども園を令和 9 年度に民間移管することとしていることから、当該認定こども園の民間移管に伴う所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 守口市立認定こども園条例の一部改正【第 1 条関係】

- ・守口市立にじいろ認定こども園を廃止するため、その名称及び位置を削除する。
- ・その他規定整備

(2) 守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止【第 2 条関係】

守口市立にじいろ認定こども園の廃止に伴い、条例を廃止する。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

4 経過措置

この条例の施行の日前の公務に起因する災害を受けた者については、第 2 条の規定による廃止前の守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨及び内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）により、栄養士法（昭和22年法律第245号）が改正され、これまでは管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったが、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となった。（令和7年4月1日施行）。

このことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、国において家庭的保育事業等の運営等に関する要件として「栄養士」を配置することを求めていたところ、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう、内閣府令の基準改正が行われた。

標記の条例は、児童福祉法の規定により、国の基準に従い、または参酌して定めることとされていることから、国同様の改正を行う。

⇒ **家庭的保育事業等の食事の提供の特例に関する規定に関する要件のうち、献立等に関し、必要な指導、助言等を行う者を「栄養士」から「栄養士又は管理栄養士」に改める。**

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

守口市立児童センター条例を廃止する条例案について

1 趣旨、内容

守口市立児童センター（以下「児童センター」という。）については、昭和59年度に開設し、小学生の遊びの場として、また、平成28年度からは地域子育て支援拠点として、乳幼児及びその保護者相互の交流を行う場等の提供を行っている。

今年度、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「守口市こども計画」の策定を進めており、当該計画（案）において、児童センターの機能のうち、「もりぐち児童クラブ登録児童室」の機能と同様である小学生の遊びの場としての機能は廃止し、地域子育て支援拠点の機能については、代替となる地域子育て支援拠点を充足した上で、令和7年度末をもって児童センターを廃止することとしていることから、守口市立児童センター条例を廃止する。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

- 建築物省エネ法の一部改正(R7.4.1施行)に伴い、原則 **全ての建築物に省エネ基準適合が義務化** されるため、新たに判定の対象となる建築物の手数料を設定
- 省エネ性能の新たな評価手法として、**仕様・計算併用法が追加** されるため、その手数料を設定
- 建築物省エネ法の一部改正に伴い、**削除される手続きが生じる** ことから、該当する手数料を削除
- 建築物省エネ法及び建築基準法の一部改正に伴い、**審査項目の新設及び審査対象が変更** となることから、当該審査・検査事務の手数料を改定
- 守口市建築基準法施行条例の一部改正(建築確認申請手数料の改定)に伴い、**ワンストップ申請** (同時に建築物省エネ法等の認定と確認申請)の手数料の改定

■手数料改定概要

(1)改定を行う手数料

守口市手数料条例	守口市建築基準法施行条例
<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅建築等計画の認定に関連する手数料(別表第3関係) ・低炭素建築物新築等計画の認定に関連する手数料(別表第4関係) ・省エネルギー性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関連する手数料(別表第5関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認、検査に関連する手数料(第5条関係)

(2)改定方針

主な内容	背景		改定方針
	改正前	改正後	
①省エネ基準適合義務化制度の見直しへの対応(R7.4.1施行)	・ 住宅用途建築物・小規模非住宅建築物(~300㎡) については、省エネ基準適合義務の 対象外	・原則 全ての建築物 について、省エネ基準適合義務の 対象	・新たに省エネ適判の対象となる住宅用途建築物及び小規模非住宅建築物(~300㎡)の審査手数料を設定
②認定手続きにおける新たな評価方法に対応する手数料の設定(R7.4.1施行)	・住宅の省エネ性能認定のための評価手法として、「標準計算法」「仕様基準」等の手法があり、対応する審査所要時間が国により明示	・住宅の省エネ性能認定のための評価手法として、「 仕様・計算併用法 」が 追加 、対応する審査所要時間も併せて明示	・国の示す時間数に基づき、新たな評価手法の審査手数料を設定
③省エネ基準適合認定制度の廃止(R7.4.1施行)	・省エネ基準に適合している既存建築物について、所管行政庁の認定を受けることができる制度	(廃止)	・当該認定に関する手数料の規定を削除
④建築確認及び検査項目・対象の見直しへの対応(R7.4.1施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認に併せて省エネ基準への適合を確認することが可能となることに伴い審査事務時間が増加 ・建築確認、検査対象範囲の変更、審査省略制度の縮小に伴い審査事務時間が増加 		・審査事務時間の増加に伴い手数料を改定
⑤建築確認申請手数料の改定に伴う手数料の改定(R7.4.1施行)	・守口市建築基準法施行条例の一部改正により、 ワンストップ申請 (建築物省エネ法等の認定申請に併せて確認申請を行う申請)の手数料を改定		・守口市建築基準法施行条例で定める建築確認申請手数料と同じ額としている手数料を改定

(3)手数料額 大阪府と同額

(4)施行期日 令和7年4月1日施行

守口市地球温暖化対策実行計画協議会条例案について

1 制定趣旨

近年、地球温暖化の進行により、記録的な豪雨や災害並の猛暑など、その影響は顕在化し、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの削減は取り組むべき喫緊の課題である。

国内では、2021年4月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%の高みにむけて挑戦を続けることが表明された。また、地方公共団体も含まれる「業務その他部門」については、51%削減することが目標となっている。

守口市においても、脱炭素社会(温室効果ガス排出量を実質ゼロ)の実現に向けた将来ビジョン及び2030年度に向けた新たな目標を定め、具体的な施策を実行していくため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項の規定に基づく守口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に向け、同法第22条第1項の規定に基づく協議会を設置することとし、下記のとおり守口市地球温暖化対策実行計画協議会条例案を令和7年2月守口市議会定例会に提出するものである。

2 主な制定内容

- (1)協議会の所掌事務について定める。(第2条関係)
- (2)協議会の委員について定める。(第3条関係)
- (3)会長及び副会長について定める。(第4条関係)
- (4)協議会の会議について定める。(第5条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 2 月 3 日
環 境 下 水 道 部

守口市下水道条例の一部を改正する条例案について

1 改正趣旨

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 9 条の 11 第 1 項第 6 号が改正されることに伴い、所要の改正を行うため、本市下水道条例の一部を改正するもの。

2 改正内容(第 18 条関係)

「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大宮中央公園(旧さくら小学校跡地)整備工事(公園) 請負契約の変更について

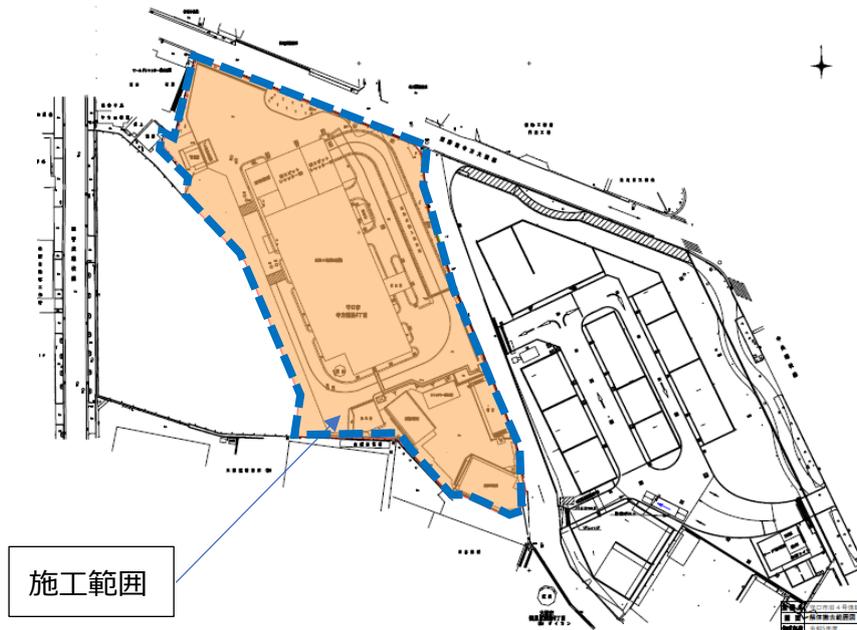
工 事 名	大宮中央公園(旧さくら小学校跡地)整備工事(公園)
契約の相手方	株式会社 橋本建設
契約金額	3億2,219万円
工 期	令和6年7月1日 ~ 令和7年3月21日 (当初) ~ 令和7年3月31日 (変更)
工事内容	植栽工、給水・雨水排水・汚水排水設備工、電気設備工 園路広場工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工 管理施設整備工
変更理由	本工事の施工にあたり、地域との調整に日数を要したため、 工期を延長する



令和7年2月3日

環境下水道部

旧第4号炉焼却施設解体工事請負契約の締結について



工 事 名	旧第4号炉焼却施設解体工事
契 約 の 相 手 方	西部建設株式会社関西支店
契 約 金 額	964,480,000 円 (落札率 70.67%)
工 期	議決の日の翌日から令和9年2月26日
工 事 内 容	<p>旧第4号炉焼却施設解体工事に伴う関連工事一式</p> <p>解体施設の概要</p> <p>施設名称 旧第4号炉焼却施設</p> <p>主要用途 ごみ焼却場 焼却能力 142 t/日 (142 t/日×1 炉)</p> <p>炉形式 全連続焼却ストーカ式</p> <p>煙 突 鉄筋コンクリート造、耐火レンガ 地上 50m</p> <p>その他付属施設 (計量棟、自動車車検場、自動車整備工場、控室等)</p>
入 札 方 法	条件付き一般競争入札 (1月16日開札)
入 札 結 果	<p>入札参加者数 6者</p> <p>最低制限価格以下 1者</p>

令和6年度守口市一般会計補正予算(第9号)

1 歳入歳出予算の補正

(単位:千円)

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)				備考	
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
①職員退職手当追加分	総務費	総務管理費	一般管理費	職員手当等	267,038					267,038	
②通動災害補償事業	総務費	総務管理費	一般管理費	災害補償費	2,389					2,389	
③システム標準化関連環境整備事業	総務費	総務管理費	一般管理費	委託料	▲ 24,816					▲ 24,816	
	総務費	総務管理費	一般管理費	使用料及び賃借料	▲ 4,511					▲ 4,511	
④生涯学習援助基金積立事業	総務費	総務管理費	生涯学習費	積立金	41				41	0	・ 利子収入
⑤庭産コミュニティセンター整備事業	総務費	総務管理費	コミュニティセンター費	工事請負費	▲ 22,968	▲ 57,144		29,100	5,076	0	・ (国補) 都市構造再編集中支援補助金 ▲57,144 ・ 地区コミュニティセンター整備事業費債 29,100 ・ 基金繰入金(公共施設) 5,076
⑥減債基金積立事業	総務費	総務管理費	諸費	積立金	763,175				175,420	587,755	・ 土地売却収入
⑦福祉総合システム標準化構築事業	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	委託料	▲ 113,445	▲ 70,283				▲ 43,162	・ (国補) デジタル基盤改革支援補助金 ▲70,283
⑧愛のみのり基金積立事業	民生費	社会福祉費	社会福祉対策費	積立金	2,000				2,000	0	・ 寄附金
⑨障がい者自立支援事業	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	役務費	300					300	
	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	扶助費	80,000	40,000	20,000			20,000	・ (国負) 障がい者医療費国庫負担金 40,000 ・ (府負) 自立支援医療費負担金 20,000
⑩特別会計介護保険事業繰出事業	民生費	社会福祉費	老人福祉費	繰出金	875					875	
⑪妊婦等包括相談支援事業	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	委託料	4,048	2,000				2,048	・ (国補) 出産・子育て応援交付金
⑫認定こども園等運営助成事業	民生費	児童福祉費	児童措置費	負担金、補助及び交付金	657,756	349,206	145,478			163,072	・ (国負) 児童福祉費負担金 349,206 ・ (府負) 児童福祉費負担金 132,269 ・ (府補) 児童福祉費補助金 13,209
⑬大阪広域環境施設組合負担金事業	衛生費	清掃費	ごみ処理費	負担金、補助及び交付金	▲ 35,981					▲ 35,981	
⑭緑・花基金積立事業	土木費	都市計画費	緑・花事業費	積立金	210				210	0	・ 寄附金 200 ・ 利子収入 10
⑮守口市市町消防組合負担金事業	消防費	消防費	常備消防費	負担金、補助及び交付金	▲ 40,268					▲ 40,268	
⑯防災対策事業	消防費	消防費	災害対策費	備品購入費	7,949	3,974				3,975	(国補) 新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)
⑰がんばる守口助け合い基金積立事業	消防費	消防費	災害対策費	積立金	619				619	0	・ 利子収入
⑱就学システム標準化構築事業	教育費	教育総務費	事務局費	委託料	▲ 25,206	▲ 15,152				▲ 10,054	
⑲学校教育施設整備基金積立事業	教育費	教育総務費	事務局費	積立金	17,012				17,012	0	・ 利子収入 5,012 ・ ふるさと納税 12,000
⑳守口小学校建設工事	教育費	小学校費	学校建設費	工事請負費	▲ 128,796	13,265		▲ 104,100	▲ 37,961	0	・ (国負) 公立学校施設整備費負担金 11,792 ・ (国補) 学校施設環境改善交付金 1,473 ・ 義務教育施設整備事業費債(守口小学校建設工事) ▲104,100 ・ 学校教育施設整備基金 ▲37,961
	教育費	中学校費	学校管理費	委託料	3,740					3,740	
㉑中学校電子錠設置工事	教育費	中学校費	学校管理費	工事請負費	59,290	23,826		23,800		11,664	・ (国補) 学校施設環境改善交付金 23,826 ・ 義務教育施設整備事業費債(電子錠) 23,800
	教育費	中学校費	学校管理費	委託料	3,740					3,740	
合計					1,470,451	289,692	165,478	▲ 61,200	162,417	904,064	

(単位:千円)

事業名等	款	項	目	補正額	備考
交付税(追加)	交付税	交付税	交付税	938,529	
一般寄附金	寄附金	寄附金	一般寄附金	▲ 12,000	
繰越金	繰越金	繰越金	繰越金	107,535	
臨時財政対策債	市債	市債	臨時財政対策債	▲ 130,000	
合計				904,064	

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	78,971,212千円
補正額	1,470,451千円
補正後の額	80,441,663千円

2 継続費の補正

(変更)

(単位:千円)

事業名	補正前			補正後		
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
庭産コミュニティセンター整備工事	1,338,700	令和6年度	230,571	1,205,600	令和6年度	207,603
		令和7年度	705,177		令和7年度	634,986
		令和8年度	402,952		令和8年度	363,011
守口小学校建設工事	7,404,736	令和6年度	1,264,029	7,389,800	令和6年度	1,135,233
		令和7年度	5,464,901		令和7年度	4,908,420
		令和8年度	675,806		令和8年度	1,346,147

3 繰越明許費の補正

(追加)

(単位:千円)

事業名	款	項	金額
都市計画道路豊秀松月線電線共同溝工事等委託事業	土木費	都市計画費	27,525
都市計画道路豊秀松月線道路改良工事【第Ⅱ期】	土木費	都市計画費	43,918
防災対策事業	消防費	消防費	7,949
市立中学校電子錠設置事業	教育費	中学校費	63,030

4 債務負担行為の補正

(廃止)

(単位:千円)

事業名	期限	限度額
システム標準化関連環境整備事業	令和7年度	29,328
福祉総合システム標準化構築事業	令和7年度	141,370
就学システム標準化構築事業	令和7年度	29,998

(変更)

(単位:千円)

事業名	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
健康管理システム保守業務委託事業	令和11年度	817	令和7年度	117

5 地方債の補正

(廃止)

(単位:千円)

事業名	限度額
臨時財政対策債	130,000

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額
地区コミュニティセンター整備事業費債	712,100 → 766,400 (+54,300)
街路築造事業費債	108,500 → 128,300 (+19,800)
公園築造事業費債	389,600 → 573,600 (+184,000)
防災施設整備事業費債	72,800 → 93,500 (+20,700)
公共施設等除却特例債	355,400 → 410,300 (+54,900)

令和6年度守口市特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）について**1 補正予算額**

65,000 千円（補正予算後の予算総額： 2,787,000 千円）

2 補正予算の内容**（1）後期高齢者医療広域連合納付金の補正**

後期高齢者医療制度において、市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律第105条に基づき、後期高齢者医療広域連合に対して、後期高齢者医療広域連合の規約で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに被保険者から徴収した保険料等の納付を行っている。

保険料の収入が令和6年度の予算額を超えることから、令和6年度の負担金の支払額が不足するため、増額補正しようとするものである。

◎ 内訳**【 歳出 】**

（款）総務費 （項）後期高齢者医療広域連合納付金

（目）後期高齢者医療広域連合納付金

65,000 千円

【 歳入 】

（款）後期高齢者医療保険料 （項）後期高齢者医療保険料

（目）普通徴収保険料

45,000 千円

（款）繰越金 （項）繰越金 （目）繰越金

20,000 千円

令和6年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について

1. 補正理由

高額介護サービス費及び介護予防・生活支援サービス費等について、当初予算を上回る見込みであることから、所要の金額を追加する。また、介護給付費準備基金の運用利子が増加したため、介護給付費準備基金への積立金を追加する。

については、令和7年2月市議会定例会に、令和6年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を提出する。

2. 予算内容

歳入 (単位：千円)

内容	款	項	目	補正額
国、府支出金の追加	国庫支出金	国庫負担金	介護給付費負担金	800
		国庫補助金	調整交付金	350
			地域支援事業交付金	600
	府支出金	府負担金	介護給付費負担金	500
		府補助金	地域支援事業交付金	375
支払基金交付金の追加	支払基金交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	1,080
		地域支援事業支援交付金	810	
介護給付費準備基金利子収入の追加	財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	6
一般会計繰入金の追加	繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	500
			地域支援事業繰入金	375
介護給付費準備基金の取崩し	繰入金	基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	1,610
合計				7,006

歳出

(単位：千円)

事業名	款	項	目	節	補正額	財源内訳					
						国支出金	府支出金	繰入金	支払基金	準備基金	その他
介護サービス給付事業	保険給付費	保険給付費	審査支払手数料	役務費	1,000	250	125	125	270	230	
高額介護サービス給付事業	保険給付費	保険給付費	高額介護サービス費	負担金、補助及び交付金	3,000	750	375	375	810	690	
介護予防・生活支援サービス事業	地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	負担金、補助及び交付金	3,000	750	375	375	810	690	
介護給付費準備基金積立事業	基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	積立金	6						6
合計					7,006	1,750	875	875	1,890	1,610	6

(参考)

補正前歳入歳出総額：18,275,292千円

今回補正額：7,006千円

補正後歳入歳出総額：18,282,298千円

令和6年度守口市下水道事業会計補正予算(第4号)

1 資本的収入及び支出の補正

収入 (単位：千円)

款	項	補正額	備考
資本的収入	企業債	103,800	(目)企業債 (節)建設改良費債

支出 (単位：千円)

款	項	補正額	財源内訳			備考
			国(府)支出金	企業債	その他	
資本的支出	建設改良費	△ 3,801	0	0	△ 3,801	(目)処理場整備費 (節)委託料
	固定資産購入費	103,846	0	103,800	46	(目)無形固定資産購入費 (節)寝屋川北部流域下水道建設負担金

(参考)資本的支出の総額 (単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
資本的支出	3,795,106	100,045	3,895,151

2 継続費の補正

(変更) (単位：千円)

款	項	事業名	年度	年割額	財源内訳			備考
					国(府)支出金	企業債	その他	
1 資本的支出	1 建設改良費	守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業	補正前	6	38,005	19,000	19,000	5
				7	73,700	36,800	36,900	0
				8	174,526	87,200	87,300	26
				9	2,110,064	1,055,000	1,055,000	64
				10	2,981,275	1,490,600	1,490,600	75
				11	2,076,855	1,038,400	1,038,400	55
				12	1,246,355	623,100	623,200	55
				13	679,632	339,800	339,800	32
				14	68,970	0	68,900	70
				計	9,449,382	4,689,900	4,759,100	382
			補正後	6	34,204	17,100	17,100	4
				7	66,330	33,100	33,200	30
				8	157,073	78,500	78,500	73
				9	1,887,215	943,600	943,600	15
				10	2,671,305	1,335,600	1,335,700	5
				11	1,857,327	928,600	928,700	27
				12	1,109,877	554,900	554,900	77
				13	611,668	305,800	305,800	68
				14	1,001,751	500,800	500,900	51
				計	9,396,750	4,698,000	4,698,400	350

3 企業債の補正

(変更) (単位：千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
寝屋川北部流域下水道事業	222,800	103,800	326,600

令和7年度 守口市各会計別当初予算案一覧表

(単位：千円、%)

会 計 名	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率	
一 般 会 計	79,400,000	73,990,000	5,410,000	7.3	
特別会計	国民健康保険事業会計	14,223,000	15,225,000	▲ 1,002,000	▲ 6.6
	後期高齢者医療事業会計	2,818,000	2,722,000	96,000	3.5
	介護保険事業会計	18,054,000	17,973,000	81,000	0.5
	公共用地先行取得事業会計	486,000	443,000	43,000	9.7
	< 小 計 >	35,581,000	36,363,000	▲ 782,000	▲ 2.2
	水道事業会計	4,497,039	4,422,362	74,677	1.7
	下水道事業会計	8,385,822	7,661,852	723,970	9.4
	《特別会計合計》	48,463,861	48,447,214	16,647	0.0
【 総 計 】	127,863,861	122,437,214	5,426,647	4.4	

令和7年度守口市一般会計補正予算（第1号）
歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源	
守口市くらしの応援商品券事業	産業費	商工費	商工振興費	委託料	335,995	306,803				29,192	物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金
合 計					335,995	306,803	0	0	0	29,192	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金29,192千円で財源措置します。

（参考）補正後の歳入歳出予算の総額

補 正 前 の 額	79,400,000 千円
補 正 額	335,995 千円
補 正 後 の 額	79,735,995 千円

避難所従事者参集訓練について

1 実施目的

本市避難所従事者のうち「緊急対応班」は、災害発生後、速やかに指定避難所を開設できるよう、避難所の近傍に居住する市職員を割り当てしている。これら職員を対象に非常参集訓練を実施し、災害発生時に速やかに指定避難所を開設できることを目的とする。

2 実施予定期間

令和7年2月12日(水)～14日(金)

※庁内には実施予定期間のみを周知

3 実施日及び時間

- ・上記期間のうちで危機管理監が当日に決定
- ・午前8時から9時まで

4 実施場所

全指定避難所（32か所）

5 訓練対象者

- ・守口市災害対策本部員 17名
- ・指定避難所従事者（緊急対応班）96名

6 訓練想定

午前8時に和歌山沖を震源とする南海トラフ巨大地震が発生し、守口市では震度6弱を観測。市では災害対策本部を自動設置し、全指定避難所を開設することとなった。

7 訓練内容

- ・危機管理室から災害対策本部ロゴチャット（LC）グループに連絡し、本部員を招集する。また、避難所従事者（緊急対応班）責任者 LC グループに連絡し、防災服着用の上、避難所へ参集するよう伝達する。
- ・責任者は他の従事者に連絡し、同様に参集するよう指示をする。
- ・従事者が3人揃った時点で訓練終了とするが、午前9時までは他の従事者を待つこととする。（午前9時で強制終了）

令和7年度守口市一般会計の編成過程

1 令和7年度一般会計予算案

令和7年度当初予算案は、高齢化の進展や障がい者福祉サービス給付費の増加などによる社会保障経費の増や、老朽化した公共施設等の整備更新及び学校建設などによる建設事業費の増により、令和7年度一般会計予算案の歳出予算総額は794.0億円となり、令和6年度当初予算739.9億円と比較して、54.1億円、7.3%の増となりました。

2 令和7年一般会計予算案の編成にあたっての調整(査定)

「歳入の範囲内で歳出を組む」という原則のもと、「選択と集中」により施策の優先順位を見極め、限られた財源の中で各事業をより効率的、効果的に実施するため、事業の内容、必要性、緊急性、経費の正当性等を精査した上で、各部局からの要求額811.9億円に対し、17.9億円の減額の調整(査定)を行いました。

【一般会計 目的別歳出予算】

款	令和7年度予算			令和6年度予算	当初予算額対前年度比較	
	査定後 当初予算額(案) (A)	要求額 (B)	調整額 (A) - (B)	当初予算額 (C)	増減額 (A) - (C)	増減率
1 議会費	3.8億円	3.9億円	▲0.1億円	3.9億円	▲0.1億円	▲2.6%
2 総務費	76.7億円	78.4億円	▲1.6億円	63.8億円	12.9億円	20.2%
3 民生費	433.3億円	441.4億円	▲8.0億円	418.2億円	15.1億円	3.6%
4 衛生費	47.8億円	51.9億円	▲4.0億円	48.0億円	▲0.2億円	▲0.4%
5 産業費	1.0億円	1.0億円	-	1.2億円	▲0.2億円	▲16.7%
6 土木費	38.0億円	38.0億円	-	45.7億円	▲7.7億円	▲16.8%
7 消防費	26.1億円	26.2億円	▲0.1億円	23.2億円	2.9億円	12.5%
8 教育費	120.8億円	125.0億円	▲4.2億円	71.4億円	49.4億円	69.2%
9 災害復旧費	-	-	-	-	-	-
10 公債費	46.1億円	46.0億円	0.1億円	64.1億円	▲18.0億円	▲28.1%
11 予備費	0.3億円	0.3億円	-	0.3億円	-	-
合計	794.0億円	811.9億円	▲17.9億円	739.9億円	54.1億円	7.3%

※当初予算額(A)及び要求額(B)は、例年支出される経費である「経常的経費」と、政策的な判断のもと、行政サービスの新たな実施や拡充に支出される経費である「臨時的経費」の合算額です。

※表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、款ごとの額と合計額が一致しない場合があります。

令和7年度 臨時的経費査定結果一覧

部・室・課	事業名称	事業概要	要求額 (千円)	企画財政部 査定結果		市長 最終査定結果		
				査定額 (千円)	所見	査定額 (千円)	所見	
市長室	秘書業務人材派遣事業	効果的かつ効率的な業務執行に向け、秘書等業務に係る人材派遣を実施する。	4,724	0	更なる効率的な手法の検討の余地があることから不採択。	0	同 左	
危機管理室	地域消防力強化事業	大規模災害時における全市域での機動的な消火対応を可能とし、地域防災力の更なる強化を図るため、消防団の（仮称）錦分団の分団庫建設に向けた旧環境衛生事務所の解体工事等及び新築に係る実施設計を行う。	59,730	59,730	新たな消防団分団の結成が促進され、地域消防力の強化を進めてきた事業の継続性を踏まえ採択。	59,730	同 左	
危機管理室	業務継続計画及び受援計画策定事業	業務継続計画を改訂するとともに、受援計画を策定する。	3,799	0	両計画の必要性は認識するものの、委託による策定は不要と判断し不採択。	0	委託による策定は不要と判断し不採択とするが、他自治体の計画等も参考に、策定作業に着手すること。	
危機管理室	（仮称）南部地域防災センター整備事業	旧錦コミュニティセンター事務所棟跡地に、新たな地域防災センターとして（仮称）南部地域防災センターを整備する。	12,026	8,877	事業の継続性を踏まえ採択。必要備品については、4,000千円に減額査定とする。	8,877	同 左	
企画 財政 部	企画課	第6次総合基本計画後期基本計画等策定事業	令和8年度を始期とする第6次守口市総合基本計画後期基本計画及び第3期守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。 ※ 令和6～7年度の2か年で策定	2,343	2,343	事業の継続性を踏まえ採択。	2,343	同 左
	企画課	大阪・関西万博出展事業	市の魅力発信や知名度向上につなげるため、令和7年4月から開催される大阪・関西万博で、大阪府市や府内市町村と連携した「大阪ウィーク」及び民間事業者が主催するイベントへの出展を行う。	5,713	4,793	大阪・関西万博への出展により市の魅力発信につながるものと考え採択。ただし、委託料は2,000千円に減額査定とする。	4,793	同 左
	デジタル戦略課	生成AI導入事業	効果的かつ効率的な業務執行に向けたDX手法の1つとして、生成AIを導入する。	879	0	令和7年度から取組が必要な事業ではなく、優先順位は低いと判断し不採択。	0	同 左
	まちづくり戦略課	守口市駅北側エリアリノベーション推進事業	守口市駅北側エリアリノベーション戦略に基づき、エリアプラットフォーム会議の運営や都市計画道路豊秀松月線の歩行者利便増進道路（ほこみち制度）の指定に係る協議の支援、旧桜町団地周辺の整備可能性調査に係る業務委託を実施する。	13,800	11,050	旧桜町団地周辺整備可能性調査等業務委託（11,050千円）については、今後の京阪守口市駅前の再整備を見据え、早急に方向性を見出す必要があると判断し採択。エリアリノベーション推進事業支援業務委託（2,750千円）については、今後は地域が主体的に取り組む体制への移行を進めるべきと考え、支援に係る業務委託は不採択。	8,800	旧桜町団地周辺整備可能性調査等業務委託については、今後の京阪守口市駅前の再整備を見据え、早急に方向性を見出す必要があると判断し採択。ただし、事業費は減額査定とする。エリアリノベーション推進事業支援業務委託については、今後は地域が主体的に取り組む体制への移行を進めるべきと考え、支援に係る業務委託は不採択。
総務 部	総務課	庁舎保全改修事業（外壁改修）	実施設計に基づき、庁舎外壁改修工事を実施する。	150,150	150,150	事業の継続性を踏まえ採択。	150,150	同 左
	課税課	家屋異動判読事務事業	固定資産税の賦課に係る航空写真について、オルソ画像の作成及び家屋の経年比較による判読業務委託を実施する。	5,937	0	取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	0	同 左
市民 生活 部	コミュニティ推進課	コミュニティセンター改修事業	中部エリアコミュニティセンター体育室、錦コミュニティセンター体育室及び八雲東コミュニティセンターの改修工事に向けた実施設計及び石綿調査を実施する。	59,950	0	現時点で取組の優先順位は低いと判断し不採択。	0	同 左
	コミュニティ推進課	西部コミュニティセンター改修事業	実施設計に基づき、西部コミュニティセンター改修工事を実施する。	434,464	434,170	事業の継続性を踏まえ採択。ただし、図書閲覧用タブレット購入（294千円）については不採択。	434,170	同 左
	コミュニティ推進課	庭窪コミュニティセンター備品等購入事業	庭窪コミュニティセンターの供用開始に向け、施設内の消耗品、備品等を購入する。	25,716	12,000	必要な備品の購入は必要と認め採択。事業費は減額査定とする。	12,000	同 左

部・室・課	事業名称	事業概要	要求額 (千円)	企画財政部 査定結果		市長 最終査定結果	
				査定額 (千円)	所見	査定額 (千円)	所見
総合窓口課	戸籍法改正に伴う振り仮名事務事業	戸籍法改正に伴い、全国民の戸籍の氏名に振り仮名が記載されることを受け、戸籍に振り仮名を付与する。	27,763	13,028	法改正に伴い必要な事業であるため採択。ただし、会計年度任用職員の雇用については、国費の対象外となることが想定されることから、業務の繁忙具合に応じて人事課予算の範囲内で対応すること。	13,028	同 左
地域振興課	金下貸店舗跡地広場整備事業	金下貸店舗跡地について、地元商店街の要望を踏まえ、市として商業振興に資する場として整備するため、トイレや屋根を設置した「広場」として整備するための実施設計を行う。	12,100	0	本跡地については、過去の経緯や立地の環境等を踏まえ、管理と活用のあり方について更なる全庁的な議論を重ねた上で、具体的な整備の方向性を検討することが必要と考え、現時点では不採択。	0	同 左
生涯学習・スポーツ振興課	第4次生涯学習推進計画策定事業	令和8年度を始期とする第4次守口市生涯学習推進計画を策定する。	228	228	計画策定に要する附属機関の委員報酬として採択。	228	同 左
生涯学習・スポーツ振興課	スポーツ関係団体活動助成事業	市総合体育大会等において事業費を支出するスポーツ関係団体（22団体）に対する1団体あたり50千円（事業費の1/2）の活動助成金を以下のとおり変更する。 ・活動助成金：1団体あたり40千円（市総合体育大会に係る事業費は10/10を対象） ・市代表出場交通費補助：440千円（22団体合計）	1,320	1,100	補助金額としては、現行の1団体あたり50千円とし、その中で、市総合体育大会に対する補助上限額の見直しにも対応すること。	1,320	要求額を全額採択。ただし、補助金の形態としては、1団体あたりの補助金を60千円とし、その中で、市総合体育大会に対する補助上限額の見直しにも対応すること。
人権市民相談課	人権に関する市民意識調査事業	守口市人権尊重のまちづくり条例の改正に向け、市民意識調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、審議会を開催する。	4,061	0	人権に関する意識調査については、大阪府が令和7年度に同様の調査を実施することとしており、市としては府の調査結果を踏まえ、令和8年度に条例の見直しを検討することとし、令和7年度においては不採択。	0	同 左
人権市民相談課	第4次男女共同参画推進計画策定事業	令和8年度を始期とする第4次守口市男女共同参画推進計画を策定する。 ※ 令和6～7年度の2か年で策定	492	492	事業の継続性を踏まえ採択。	492	同 左
健康	地域福祉課	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	8,113	0	必要性は認識するものの、市としてより有効な体制の構築に向けた検討をさらに深めていく必要があると考え、不採択。	0	同 左
福祉	地域福祉課	中核機関設置準備事業	227	0	必要性は認識するものの、市としてより有効な体制の構築に向けた検討をさらに深めていく必要があると考え、不採択。	0	同 左
部	地域福祉課	市民協働推進事業（2025薬物乱用防止キャンペーン）	300	200	若年者層への薬物乱用に関する早期啓発事業として、市民協働推進事業で採択された事業でもあり採択。ただし、事業経費については見直しの余地があり、担当部局と保護司会との間で実施に向け調整を行うこととし、減額査定とする。	200	同 左
	障がい福祉課	第4次障がい者計画並びに第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定事業	5,370	4,970	法定計画策定のため採択。策定支援業務委託料については、2か年合計で8,400千円（要求額の9割相当。1年あたり4,200千円）に減額査定とする。	4,970	同 左
	高齢介護課	高齢者補聴器購入助成事業	750	0	取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	0	同 左
	高齢介護課	老人福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定事業	9,009	8,166	法定計画策定のため採択。策定支援業務委託料については、2か年合計で12,300千円（要求額の9割相当。1年目：7,900千円、2年目：4,400千円）に減額査定とする。	8,166	同 左
	高齢介護課	【特別会計介護保険事業】 介護予防元気もりもりポイント事業	8,536	0	取組が必須の事業ではなく、財源として介護保険料にも影響するため不採択。	0	介護予防に向けた取組は必要であるが、本事業については事業効果や活用を踏まえ不採択。より効果的な事業を検討すること。
	保険課	【特別会計国民健康保険事業】 郵送型簡易血液検査事業（若年者特定検診動機付け事業）の39歳に対する検査キットの送付	2,121	0	国保被保険者の動機付けへの関心とは言え、本事業が40歳以上の特定健診の受診動機につながるとは言えないと判断し不採択。	0	同 左

部・室・課	事業名称	事業概要	要求額 (千円)	企画財政部 査定結果		市長 最終査定結果		
				査定額 (千円)	所見	査定額 (千円)	所見	
健康推進課	がん患者のアピアランスケア助成事業	がん罹患者の治療に伴う心理的、経済的負担の軽減や社会参加の支援、療養生活の質の維持向上を図るため、がん治療によるアピアランス（外見）の変化を補完するウィッグや乳房補整具の購入の一部を助成する。	2,049	2,049	がん罹患者の負担軽減、社会参加支援等に有効な施策と判断し採択。	2,049	同 左	
健康推進課	市民保健センター改修事業	市民保健センターの外壁、外部開口部等の改修工事に向けた実施設計及び石綿調査を実施する。	23,980	23,980	施設の雨漏り等の状況を踏まえ、改修が喫緊の課題と考え採択。	23,980	同 左	
こ ど も 部	子育て支援政策課	離婚前後親支援事業	離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、共同養育の理解促進を図るとともに、養育費の支払や親子交流に関する取決の促進を図るため、公正証書の作成や裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用した調停に係る費用の一部を助成する。	4,710	0	取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	4,710	離婚前後の親への総合的支援により、ひとり親家庭のこども及び家庭の福祉向上に資すると考え採択。
	子育て支援政策課	子ども医療証カード化事業	現在、紙で発行している子ども医療証をカード化する。	5,174	0	取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	0	同 左
	子育て支援政策課	子ども医療所得判定システム導入事業	乳幼児医療資格の一括切替における所得判定を自動で行うことができるよう、Accessのシステムツールを導入する。	3,274	0	取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	0	同 左
	こども施設課	保育所等入所関連業務委託事業	効果的かつ効率的な業務執行に向け、保育所等の入所関連業務を民間事業者へ委託する。	17,741	0	「守口市行政経営プラン」にも記載のとおり、民間委託を進めるべき事業であるが、スケールメリットを踏まえ、令和8年度末に更新時期を迎える子育て支援政策課の業務委託と合わせて検討することとし、こども施設課単体の事業としては、現時点では不採択。	0	同 左
	こども施設課	公立認定こども園規模適正化事業	「守口市こども計画」に基づき、にじいろ認定こども園を民間移管（令和9年度）するため、「守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会」を設置し、民間移管先の事業者の選考基準等を定め、審査を行う。	582	582	「守口市行政経営プラン」に基づく公立認定こども園の民間移管の推進に向け採択。	582	同 左
	こども施設課	障がい児保育補助事業（拡充）	障がい児保育の充実に向け、私立認定こども園等に対して、加配が必要な児童に係る保育教諭等の人件費の補助額を以下のとおり拡充する。 ・特別児童扶養手当対象児童：243,500円 → 284,800円 ・医師等の診断書、療育手帳等を有する児童：121,700円 → 142,400円 ・その他加配が必要な児童：81,100円 → 94,900円	43,293	43,293	民間園における障がい児の円滑な受入体制充実に向け、人事院勧告も踏まえ、拡充は必要と考え採択。今後は、人事院勧告を踏まえた拡充の考え方を整理すること。	43,293	同 左
	こども施設課	認定こども園整備助成事業	外島認定こども園の民間移管後の園舎新築工事に対して、国庫補助を活用し、整備に係る費用の一部を助成する。	238,691	238,691	事業の継続性を踏まえ採択。	238,691	同 左
	こども施設課	民間保育士等緊急確保支援事業	新規保育士等の円滑な確保の支援による保育の受け皿確保に向け、就学前施設での安定的な保育環境構築を図るため、民間保育士等緊急確保支援事業を継続して実施する。	813	0	緊急確保支援事業としては、令和7年度で終了することとし、令和8年度以降に向けた告知物作成等については不採択。	813	緊急確保支援事業については、令和8年度までに限り実施することとし、令和7年度における告知物作成等について採択。令和8年度までの間において、新たな保育士確保策について検討すること。
	こども施設課	保育士就職祝い事業	新たな保育士確保策として、保育士資格を有する新卒者や潜在保育士、他自治体で働く保育士に対して、守口市に転入し市内の民間保育所等に就職する場合に、1人100千円を支給する。	415	0	新たな補助制度の創設は不要と考え不採択。	0	保育士確保策の必要性は認識するが、本事業については不要と考え不採択。
	こども施設課	保育士育児休業取得支援事業	年度途中から育児休業を取得する保育士がいる民間保育所等が、あらかじめ代替保育士を配置する場合に、育休取得保育士と代替保育士が同時に配置される期間に生じる費用の一部を助成する。	20,000	0	新たな補助制度の創設は不要と考え不採択。	0	保育士確保策の必要性は認識するが、本事業については不要と考え不採択。
こども施設課	保育人材等就職・交流支援事業	保育士確保と就職後の離職防止に向け、ハローワーク等の関係機関と連携した就職フェアを開催する。	2,408	0	新たな補助制度の創設は不要と考え不採択。	0	保育士確保策の必要性は認識するが、本事業については不要と考え不採択。	

部・室・課	事業名称	事業概要	要求額 (千円)	企画財政部 査定結果		市長 最終査定結果	
				査定額 (千円)	所見	査定額 (千円)	所見
こども施設課	子ども・子育て支援交付金交付事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ））	認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に係る事務職員の配置に要する費用の一部を助成する。	20,748	0	新たな補助制度の創設は不要と考え不採択。	0	保育士確保策の必要性は認識するが、本事業については不要と考え不採択。
	こども施設課	保育人材紹介手数料補助事業	13,860	0	新たな補助制度の創設は不要と考え不採択。	0	保育士確保策の必要性は認識するが、本事業については不要と考え不採択。
	こども家庭センター	新生児聴覚検査費助成事業	7,706	7,706	府内他市町村の実施状況も踏まえ、市独自の新たな子育て支援策の1つとして採択。	7,706	同 左
	こども家庭センター	産婦健康診査補助事業	12,368	12,368	府内他市町村の実施状況も踏まえ、市独自の新たな子育て支援策の1つとして採択。	12,368	同 左
	こども家庭センター	多胎妊婦健康診査補助事業	829	829	府内他市町村の実施状況も踏まえ、市独自の新たな子育て支援策の1つとして採択。	829	同 左
都 市 整 備 部	都市・交通計画課	大阪モノレール新駅設置事業	6,347	6,347	事業の継続性を踏まえ採択。	6,347	同 左
	都市・交通計画課	住宅市街地総合整備事業	47,232	47,232	密集市街地の安全性確保に向け採択。	47,232	同 左
	道路公園課	弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園再整備事業	378,700	378,700	事業の継続性を踏まえ採択。	378,700	同 左
	道路公園課	旧佐太老人福祉センター跡地公園整備事業	82,300	82,300	事業の継続性を踏まえ採択。	82,300	同 左
	道路公園課	都市計画道路豊秀松月線整備事業	43,419	43,419	事業の継続性を踏まえ採択。	43,419	同 左
	道路公園課	府道北大日竜田線交通安全事業	178,900	178,900	事業の継続性を踏まえ採択。	178,900	同 左
	住宅まちづくり課	市営住宅住替促進事業	49,706	24,009	事業の継続性を踏まえ採択。事業費は、空家補修委託及び移転費用補助金について減額査定とする。	16,667	同 左
環 境 下 水	環境対策課	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業	11,682	0	本計画の策定は努力義務であり、取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	10,549	市全体としての地球温暖化対策への取組に向け採択。ただし、策定支援業務委託料については、10,200千円（要求額の9割相当）に減額査定とする。
	環境対策課	路上喫煙防止指導啓発業務委託事業	2,047	725	「守口市行政経営プラン」にも記載しており、条例に基づく効果的かつ効率的な啓発活動に向け採択。ただし、事業費は減額査定とする。	725	同 左

部・室・課	事業名称	事業概要	要求額 (千円)	企画財政部 査定結果		市長 最終査定結果	
				査定額 (千円)	所見	査定額 (千円)	所見
道 部	廃棄物対策課	旧第4号炉焼却施設解体及び資源物ストックヤード整備事業	19,140	19,140	事業の継続性を踏まえ採択。	19,140	同 左
	廃棄物対策課	剪定枝等再資源化事業	7,043	0	取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	0	同 左
	廃棄物対策課	一般廃棄物処理基本計画策定事業	14,286	11,500	法定計画策定のため採択。策定支援業務委託料については8割相当額に減額査定とする。	11,500	同 左
	廃棄物対策課	事業系廃棄物搬入検査業務委託事業	2,759	0	取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	0	同 左
	下水道課	【下水道事業会計】 下水道管渠水位観測システム整備事業	30,000	0	取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	0	同 左
	下水道課	【下水道事業会計】 WPPP導入実施事業	48,741	41,250	WPPPの導入決定は、令和9年度以降の交付金の要件化に伴い、汚水管の改築に係る国費支援を受けるために必要であることから採択。ただし、事業費は減額査定とする。	41,250	同 左
会計室	公金収納システム改修事業	0	0	国の方向性として、公金収納のデジタル化導入は示されていることから、市民の利便性向上に向け、実施すべき事業ではあるが、今後、システム改修等に関する国の財源措置等が示される可能性もあり、現時点では時期尚早と考え、当初予算としては不採択。	0	同 左	
教 育 部	教育総務課	さくら小学校校舎増築事業	591,678	591,678	事業の継続性を踏まえ採択。	591,678	同 左
	教育総務課	市立小中学校照明設備LED化事業	0	0	既存校の安全安心な教育環境の確保に向け採択。なお、リース料の支払は令和8年度からとなるため、令和7年度予算は0円とする。	0	同 左
	教育総務課	市立小中学校モバイルIP電話機リース事業	19,258	0	電話機の更新の必要性は理解するものの、最適な更新手法の検討が不十分であるため、令和7年度は現行契約を継続することとし、不採択。	0	同 左
	教育総務課	守口小学校施設整備事業	240,292	68,697	事業の継続性を踏まえ採択。備品購入費、消耗品費については、減額査定とする。	68,697	同 左
	教育総務課	学校規模等適正化事業（八雲中学校区）	2,031,034	2,031,034	事業の継続性を踏まえ採択。	2,031,034	同 左
	学校教育課	土曜日学習拡充事業	3,751	3,751	生徒の利用状況を踏まえ、拡充は必要と考え採択。	3,751	同 左
	学校教育課	水泳指導補助等拡充事業（八雲東小学校）	3,960	0	現時点で取組が必須の事業ではないと判断し不採択。	0	同 左

部・室・課	事業名称	事業概要	要求額 (千円)	企画財政部 査定結果		市長 最終査定結果	
				査定額 (千円)	所見	査定額 (千円)	所見
学校教育課	水泳指導補助等拡充事業（八雲小学校・八雲中学校）	八雲中学校区義務教育学校の開校を見据え、八雲小学校及び八雲中学校において、民間施設及び民間事業者の指導員を活用した水泳指導を実施する。	10,848	0	令和9年度に統合後の八雲中学校区義務教育学校は、プールを設置しないこととなっていることを踏まえ、統合後に委託を開始するものとし、それまでは不採択。	0	同 左
学校教育課	校内教育支援センター支援員配置事業	現在、大阪府事業により小学校4校及び中学校1校に配置している校内教育支援センター支援員について、令和7年度からは国・府補助事業（各1/3）として、小学校4校及び中学校6校に拡充して配置する。	12,971	7,331	従前の府費配置分を一般財源で配置することのみ採択。追加配置分は不採択。	7,331	同 左
学校教育課	学校図書館活用促進整備事業	令和6年度のモデル事業（金田小、錦中）に続き、有識者の指導助言を受けつつ、学校図書館の整備計画の作成や整備（内装改修、図書購入等）を行う。	3,820	0	令和6年度において2校を実施しており、今後も必要な場合はこの2校をモデル校に学校図書館の見直しを図ることができると考え不採択。また、図書等の購入は経常的経費で計上されており、その中で対応すること。	0	同 左
学校教育課	学校司書配置拡充事業	学校図書館の利用促進に向け、学校司書を各校に1人配置するとともに、有償ボランティアによる配置から会計年度任用職員に変更する。	28,149	0	現行体制で対応すべきと考え不採択。	0	同 左
学校教育課	特別支援教育支援員配置事業	特別支援教育支援員について、有償ボランティアによる配置から会計年度任用職員に変更する。	40,274	0	現行体制で対応すべきと考え不採択。	40,274	会計年度任用職員として雇用することについて採択。
学校教育課	スクールソーシャルワーカー活用事業【中学校等拡充】	スクールソーシャルワーカーを全中学校等に、1校あたり隔週1回の派遣を行うことができるよう拡充する。	9,817	0	現行体制で対応すべきと考え不採択。	0	同 左
学校教育課	「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」に係る施設見学科補助事業	大阪・関西万博への大阪府の児童生徒招待事業にあたり、各校教職員の会場への下見について、大阪府教育庁から入場料の補助が示されている1団体（1学年）あたり3人を上回る人数分を計上する。	2,700	0	大阪府教育庁からは、1団体（1学年）あたり3名までは下見に行けることが示されていることから、人数の中で対応すべきと考え不採択。	0	同 左
学校教育課	スクールロイヤー配置事業	虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題への対応に向け、法的視点のみならず福祉的視点や学校教育についての理解、知識を有した専門家であるスクールロイヤーを配置する。	3,584	0	従前の依頼相談に加え、庁内の法務専門官も有効に活用すべきと考え不採択。	0	同 左
保健給食課	小学校給食施設環境改善事業	安全安心な学校給食の提供に向け、小学校給食施設環境の改善を実施する。	8,360	0	既存校における校舎の長寿命化の方針を踏まえ、まずは教育委員会としての考え方を整理すべきと考え、現時点では不採択。	0	同 左
保健給食課	全員喫食制中学校等給食推進事業	令和6年度に策定予定の中学校等給食実施方針に基づき、実施方式に応じた中学校の給食施設改修工事及び中学校給食調理業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定する。	30,152	0	「中学校等給食実施方針」の策定手続について、1月下旬から2月下旬までパブリックコメントを実施した上で、3月上旬に決定する予定となっており、予算編成時点では実施方式が正式に決定していないことから、実施方針の策定（＝実施方式の決定）を経て予算を計上すべきと考え、現時点では不採択。	0	同 左
選挙管理委員会事務局	選挙事務業務委託事業	選挙の実施に伴う事務（契約、書類作成、問合せ対応、物品準備等）を民間業者に委託する。	7,400	0	事業の有効性（必要性）が不明確であると考え不採択。	0	同 左

マイナンバーカード電子証明書更新等に伴う1階特設会場の開設について

1. 趣 旨

マイナンバーカードの交付件数は、マイナポイントが開始された令和2年から急増し、マイナンバーカードに格納された電子証明書の有効期間（発行から5回目の誕生日まで）が到来する令和7年度より大幅に増える見込みである。

併せて、マイナンバーカードの制度が始まってから10年が経過し、最初にカードを作成した市民の更新の時期も迎えることから、特設会場を設けて効率的なマイナンバーカード交付を含む電子証明書更新業務を実施しようとするものである。

2. 内 容

◇実施業務

- ・ 電子証明書新規発行および期間更新
- ・ 暗証番号初期化および再設定
- ・ 交付申請書発行および申請補助
- ・ マイナンバーカード交付
- ・ 一時停止解除

※ 住所異動等に伴う手続きは2階で実施。

3. 期 間

◇運用期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※ 運用期間の混雑状況によっては上記期間より延長する可能性がある。

4. 場 所

本庁舎1階 市民会議室106号室

※ 場所については、準備のため令和7年3月24日（月）から、また撤去のため令和8年4月3日（金）まで、使用する。

もりぐちゼロカーボンシティ宣言 (案)

私たちが生活を営む地球においては、近年気温の上昇や大雨の増加、自然災害の発生など、気候変動により、生活に様々な影響を与えており、気候変動問題は避けることができない喫緊の課題となっています。

地球温暖化対策の新しい枠組みとして、2015年に採択されたパリ協定では、「世界的平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く保つと共に、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の目標として掲げています。政府は、この目標の達成のため、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

このような危機的な状況に向き合い、気候変動に対応するためには、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持ち、脱炭素社会の実現に向けての取組みを推進していく必要があります。

守口市においても、「いつまでも住み続けたいまち 守口」を目指し、持続可能な循環型社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となって協働し、気候変動対策に取り組むことで、2050年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言します。

令和7年2月 日
守口市 長

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



守口市シンボルキャラクター
もり吉